

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）一部改正（案）新旧対照表

下線部分は改正部分

改正案	現行
<p>第8 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項</p> <p>1 脳死判定の方法</p> <p>法に規定する脳死判定の具体的な方法については、施行規則において定められているところであるが、さらに個々の検査の手法については、「<u>法的脳死判定マニュアル</u>」（<u>厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「脳死判定基準のマニュアル化に関する研究班」平成22年度報告書</u>）に準拠して行うこと。</p> <p>なお、以下の項目については特に留意すること。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第8 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項</p> <p>1 脳死判定の方法</p> <p>法に規定する脳死判定の具体的な方法については、施行規則において定められているところであるが、さらに個々の検査の手法については、「<u>法的脳死判定マニュアル</u>」（<u>厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班」平成11年度報告書</u>）に準拠して行うこと。</p> <p>ただし、<u>脳幹反射消失の確認のうち、鼓膜損傷がある症例における前庭反射の確認については年齢にかかわらず、平坦脳波の確認における基本条件等及び無呼吸テストの基本条件等については6歳未満の者の場合において、「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」（平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）報告書）のIIの4の3）、4）及び5）の（2）並びに別資料2のIの2及びIIの2に準拠して行うこと。</u></p> <p>なお、以下の項目については特に留意すること。</p> <p>(1) ～ (6)</p> <p>2・3 (略)</p>

「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正（案）」に関する意見募集について

平成23年8月6日（土）から平成23年9月4日（日）まで意見募集を実施したところ、1件の御意見が寄せられた。
御意見の概要及びそれに対する厚生労働省の考え方は以下のとおり。

番号	御意見の概要	厚生労働省の考え方（案）
1	法的脳死判定マニュアルにおいて、「長期脳死」について説明すべきであるという点について記載を加えるべきではないか。	今般のガイドライン改正案は平成22年度の「法的脳死判定マニュアル」をガイドラインに位置付ける趣旨のものである。法的脳死判定マニュアルは、法的脳死判定を行う際に従うべき事項として施行規則やガイドライン等に規定されている事項に加えて確認方法等を可能な限り明確にすることにより脳死判定が円滑に行われることを目的として作成されたものである。「長期脳死」に関する記載については、研究班において、必ずしも法的脳死判定マニュアルに記載する必要があると判断されたものと思われる。
2	無呼吸テストは患者の身体に対する負担が大きいため、実施方法も厳格に定められる必要があると考える。「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究（厚生労働科学特別研究事業平成21年度報告書）」の記載と法的脳死判定マニュアルの記載を比較すると無呼吸テストの酸素投与の実施方法についての記載が曖昧となっており、より厳格に記載すべきだと考える。	「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」においては、酸素の投与方法として、T-ピースを用いた方法以外にも気管チューブを用いた方法等、その他の方法についても記載されており、いずれかの方法に限定されているわけではない。本法的脳死判定マニュアルについても方法を限定した記載とはなっておらず、その趣旨は変更ないものと考えられる。
3	法的脳死判定マニュアルにおいて、法的脳死判定前の確認事項の1つとして、「臓器を提供しない意思、および脳死判定に従わない意思がないこと」を確認することとされているが、これは改正法の条文が正確に反映されていないのではないか。	臓器提供及び脳死判定に係る意思の確認の手順については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の第6の2に規定されているところであり、これに従って行う必要がある。なお、御指摘の記載については、臓器移植法の趣旨を踏まえて記載されたものと思われる。